

由利本荘市集会施設建設費等補助金交付要綱

平成 18 年 4 月 1 日

改正 平成 21 年 9 月 16 日

改正 平成 29 年 3 月 31 日

改正 令和 4 年 3 月 31 日

改正 令和 5 年 3 月 31 日

改正 令和 8 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、住民自治の振興と福祉の向上を積極的に推進するため、町内会・自治会等が所有する集会施設又は町内会・自治会等の責任において修繕を実施する集会施設の建築費等に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第 2 条 補助対象事業者は、町内会・自治会等とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 集会施設等を新築・全面改築する場合
- (2) 集会施設等を改修・修繕をする場合（ただし、対象事業費に下限を設ける）
- (3) 集会施設用として既存の建築物を取得する場合
- (4) 下水道等の排水設備工事をする場合
- (5) 集会施設と別棟の倉庫を新築する場合（ただし、対象事業費に下限を設ける）
- (6) 集会施設と別棟の倉庫を修繕する場合（ただし、対象事業費に下限を設ける）

2 補助対象経費は、別表 1 に定めるとおりとする。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金等の額は、予算の範囲内において次の表に定めるとおりとし、千円未満は切り捨てとする。

施設	事業項目	補助率	補助限度額	備考
----	------	-----	-------	----

集会施設	新築・全面改築	事業費の 3/10 以内	200 万円	
	改修・修繕	事業費の 3/10 以内	100 万円	対象事業費の下限は別表 2 のとおり
	取得（集会所に供する建築物の取得）	事業費の 3/10 以内	100 万円	
	下水道等の排水設備工事 （管路敷設、屋内設備の改修を含む）	事業費の 1/2 以内	50 万円	下水道等の整備地区において、供用開始から 3 年以内に限る
倉庫等	新築	事業費の 3/10 以内	50 万円	対象事業費の下限は別表 2 のとおり
	修繕	事業費の 3/10 以内	30 万円	対象事業費の下限は別表 2 のとおり

2 国又は県から同様の補助事業等の適用を受けている場合は、事業費からその補助金額を控除して得た額を補助対象事業費とし、補助金額を算定するものとする。

3 不慮の事故及び災害等で集会施設等を損壊あるいは消失した場合においては、災害補填がある場合を除き、限度額の 200 万円まで交付することができるものとする。

4 上記補助金を受けた建物については、不慮の事故及び災害等での改築等並びに下水道等の排水設備工事を除き、補助金交付後 3 年を経過した日が属する年度末までの間は補助金交付の申請ができないものとする。

（補助金の申請等の手続）

第 5 条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続きについては、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 53 号。）及び由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成 17 年由利本荘市規則第 41 号）の定めるところによる。

（実施期間）

第 6 条 補助事業の実施期間は、令和 13 年 3 月 31 日までとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月16日）

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

（補助対象経費一覧）

工事種別	工 事 名	内 容
本工事費	く体工事	基礎、軸組、床組、小屋組、壁体
	仕上げ関係工事	屋根、天井、建具、造作、内装、諸仕上げ
	雑工事	建築工事に付属する工事として、建物と一体に取り付けられるもの（書棚・流し台・棚・鏡・室名札・下足箱・物入れ・物掛け・換気扇・排気天蓋・犬走り・テラス・スロープ（室内・建物出入用）・手摺り・アコーディオンカーテン・カーテン（ブラインド）・ピクチャーレール・暗幕・ステージ幕・網戸・壁面取付ホワイトボード（掲示板）・天井吊り下げ式スクリーン・天井吊り下げ式テレビ台）
付帯工事費	電気設備工事	電気設備一式（配線工事・変圧器・配電盤・室内照明灯取付工事）、テレビ共聴アンテナ設備、電話放送設備、身障者用非常呼出設備、誘導灯、火災報知器、昇降機設備
	給排水衛生設備工事	給排水衛生設備一式（市水道引込含む）、浄化槽設備、給湯設備
	ガス設備工事	ガス設備一式（ガスボンベ・備付ガスコンロは対象外）
	その他	工事と関係のある仮設工事（仮設電気・水道・トイレ・事務所などを含む）、白蟻駆除工事

別表 2

施設	事業項目	町内会・自治会の 世帯区分	対象事業費の下限
集会施設	改修・修繕	10世帯以下	事業費10万円以上を対象
		20世帯以下	事業費20万円以上を対象
		30世帯以下	事業費30万円以上を対象
		40世帯以下	事業費40万円以上を対象
		41世帯以上	事業費50万円以上を対象
倉庫等	新築	10世帯以下	事業費10万円以上を対象
		20世帯以下	事業費20万円以上を対象
		30世帯以下	事業費30万円以上を対象
		40世帯以下	事業費40万円以上を対象
		41世帯以上	事業費50万円以上を対象
	修繕	10世帯以下	事業費 5万円以上を対象
		20世帯以下	事業費10万円以上を対象
		30世帯以下	事業費15万円以上を対象
		40世帯以下	事業費20万円以上を対象
		41世帯以上	事業費25万円以上を対象

備考：町内会・自治会の世帯数の基準日は、補助金交付を要望する日の属する年度の4月1日とする。